

2017年1月31日
日本銀行

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、平成29年1月30・31日の政策委員会・金融政策決定会合において、下記1. および2. の措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

また、当該決定に伴い必要となる関係諸規程を整備するため、下記3. の措置を講ずることとしましたので、併せてお知らせします。

本件の実施日については、改めてお知らせします。

なお、本件は、これまで政策委員会・金融政策決定会合において決定してきた事項のうち、実務的なものについて執行部で定める扱いとする技術的な措置であり、これまでの取扱いに実質的な変更を加えるものではありません。

記

1. 次の政策委員会決定をそれぞれ別紙1から別紙29までのとおり一部改正すること。

- (1) 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」
(平成18年4月11日決定) …別紙1
- (2) 「国債の条件付売買基本要領」
(平成14年9月18日決定) …別紙2
- (3) 「国庫短期証券売買基本要領」
(平成11年10月27日決定) …別紙3
- (4) 「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」
(平成10年12月15日決定) …別紙4

- (5) 「国債売買基本要領」
(平成11年3月25日決定) ……別紙5
- (6) 「手形売出基本要領」
(平成12年4月27日決定) ……別紙6
- (7) 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」
(平成16年4月9日決定) ……別紙7
- (8) 「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」
(平成25年4月4日決定) ……別紙8
- (9) 「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」
(平成25年4月4日決定) ……別紙9
- (10) 「設備投資および人材投資に積極的に取り組んでいる企業を支援するための指数連動型上場投資信託受益権買入等に関する特則」
(平成28年3月15日決定) ……別紙10
- (11) 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」
(平成22年5月10日決定) ……別紙11
- (12) 「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」
(平成23年12月21日決定) ……別紙12
- (13) 「英ポンド資金供給オペレーション基本要領」
(平成23年12月21日決定) ……別紙13
- (14) 「ユーロ資金供給オペレーション基本要領」
(平成23年12月21日決定) ……別紙14
- (15) 「スイスフラン資金供給オペレーション基本要領」
(平成23年12月21日決定) ……別紙15
- (16) 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」
(平成23年4月28日決定) ……別紙16

- (17) 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」
(平成28年4月28日決定) …別紙17
- (18) 「補完貸付制度基本要領」
(平成13年2月28日決定) …別紙18
- (19) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」
(平成22年6月15日決定) …別紙19
- (20) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」
(平成24年4月10日決定) …別紙20
- (21) 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」
(平成24年12月20日決定) …別紙21
- (22) 「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則について」
(平成28年1月29日決定) …別紙22
- (23) 「補完当座預金制度の利息の計算方法の特則」
(平成28年3月15日決定) …別紙23
- (24) 「適格担保取扱基本要領」
(平成12年10月13日決定) …別紙24
- (25) 「適格外国債券担保取扱要領」
(平成21年5月22日決定) …別紙25
- (26) 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」
(平成23年4月28日決定) …別紙26
- (27) 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」
(平成28年4月28日決定) …別紙27

(28) 「米ドル建の企業に対する証書貸付債権にかかる担保の適格性判定等に関する特則」

(平成28年1月29日決定) ……別紙28

(29) 「適格住宅ローン債権信託受益権担保取扱要領」

(平成28年3月15日決定) ……別紙29

2. 次の政策委員会決定を総裁が別に定める日をもって廃止すること。

(1) 「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」 (平成18年4月11日決定)

(2) 「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」 (平成14年9月18日決定)

(3) 「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入における買入対象先選定基本要領」 (平成10年12月15日決定)

(4) 「国債売買における売買対象先選定基本要領」 (平成11年3月25日決定)

(5) 「手形売出における売出対象先選定基本要領」 (平成12年4月27日決定)

(6) 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却における売却対象先選定基本要領」 (平成16年4月9日決定)

(7) 「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入における買入対象先選定基本要領」 (平成25年4月4日決定)

(8) 「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」 (平成25年4月4日決定)

(9) 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」 (平成22年5月10日決定)

(10) 「カナダドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」 (平成23年12月21日決定)

- (11) 「英ポンド資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」 (平成23年12月21日決定)
- (12) 「ユーロ資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」 (平成23年12月21日決定)
- (13) 「スイスフラン資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」 (平成23年12月21日決定)
- (14) 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」 (平成23年4月28日決定)
- (15) 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」 (平成28年4月28日決定)
- (16) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」 (平成22年6月15日決定)
- (17) 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」 (平成24年12月20日決定)

3. 1. および2. の決定に伴い、次の(1)から(21)までに掲げる諸規程をそれぞれ別紙30から別紙50までのとおり制定すること。

- (1) 「適格担保の担保価格」 ……別紙30
- (2) 「国債の条件付売買にかかる時価売買価格比率」 ……別紙31
- (3) 「米ドル資金供給オペレーション等にかかる「担保の差入れに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額」を算定するための率」 ……別紙32
- (4) 「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」 ……別紙33

- (5) 「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先の選定に関する細目」 ……別紙 3 4
- (6) 「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入における買入対象先の選定に関する細目」 ……別紙 3 5
- (7) 「国債売買における売買対象先の選定に関する細目」 ……別紙 3 6
- (8) 「手形売出における売出対象先の選定に関する細目」 ……別紙 3 7
- (9) 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却における売却対象先の選定に関する細目」 ……別紙 3 8
- (10) 「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入における買入対象先の選定に関する細目」 ……別紙 3 9
- (11) 「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者の選定に関する細目」 ……別紙 4 0
- (12) 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」 ……別紙 4 1
- (13) 「カナダドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」 ……別紙 4 2
- (14) 「英ポンド資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」 ……別紙 4 3
- (15) 「ユーロ資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」 ……別紙 4 4
- (16) 「スイスフラン資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」 ……別紙 4 5
- (17) 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」 ……別紙 4 6
- (18) 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」 ……別紙 4 7

- (19) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先の選定に関する細目」 ……別紙48
- (20) 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給における貸付対象先の選定に関する細目」 ……別紙49
- (21) 「補完貸付制度基本要領に基づく相対型電子貸付における貸付先の承認に関する細目」 ……別紙50

以 上

<本件照会先>

企 画 局 鈴木・矢野 (03-3277-2877)

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

- 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、共通担保資金供給オペレーション（適格担保を根担保として行う公開市場操作としての貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ. およびロ. に該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）金融機関等（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関等をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）~~

~~(2) 金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち~~

~~ち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~

~~（3）証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）~~

~~（4）短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

（2）貸付対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

（3）金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

~~（1）貸付利率~~

次のいずれかの方式によるり定める。

~~イ. （1）金利入札方式~~

貸付利率を入札に付してコンベンショナル方式により決定する方式。

~~ロ. （2）固定金利方式~~

貸付日における誘導目標金利（本行が金融市場調節方針において誘導目標として定める無担保コールレート（オーバーナイト物）の水準をいう。）を貸付利率とする方式。

~~(2) 利息の徴収~~

~~(1) の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。~~

○ 8. (1) を横線のとおり改める。

(1) 貸付対象先から、適格担保を根担保として差入れさせるものとする。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ. およびロ. に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。) 金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)~~

~~(2) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)~~

~~(3) 証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)~~

~~(4) 短資業者(日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 売買対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(3) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、売買対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 7. (2) を横線のとおり改める。

(2) 時価売買価格比率

イ. 時価売買価格比率は、買入または売却の別ならびに売買国債の種類および残存期間に応じ、別表に定めるとおりと売買国債の売買にかかる権利の行使に要する期間における過去の時価の変動状況に基づき算定する。ただし、時価売買価格比率全体の整合性を確保するために必要な場合には、算定した個々の時価売買価格比率に必要な調整を行う。

ロ. イ.の時価売買価格比率については、原則として年1回の頻度で、金融市場の情勢等を踏まえた検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

○ 10. を横線のとおり改める。

10. その他

~~(1) 売買日等の決定~~

買入日および売戻日または売却日および買戻日、売買金額、売買先、売買銘柄その他売買を行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して売買のつど決定する。

~~(2) 売買国債の利子の取扱い~~

~~買入れた売買国債の利子支払期日が到来した場合には、その利子相当額を売買先に支払う。売却した売買国債の利子支払期日が到来した場合には、売買先からその利子相当額の支払いを受ける。~~

- 附則および別表を削る。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「国庫短期証券売買基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ. およびロ. に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。) 金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)~~

~~(2) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)~~

~~(3) 証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)~~

~~(4) 短資業者(日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 売買対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(3) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、売買対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 買入対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ. およびロ. に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。) 金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)~~

~~(2) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)~~

~~(3) 証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)~~

~~(4) 短資業者(日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 買入対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(3) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「国債売買基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ. およびロ. に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。) 金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)~~

~~(2) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)~~

~~(3) 証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)~~

~~(4) 短資業者(日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 売買対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(3) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、売買対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「手形売出基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 売出対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ. およびロ. に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。) 金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)~~

~~(2) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)~~

~~(3) 証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)~~

~~(4) 短資業者(日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 売出対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(3) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、売出対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 5. を横線のとおり改める。

5. 売出方式

手形の売出は割引の方法により行うこととし、割引率はこれを入札に付してコンベンショナル方式により決定するし、これにより売出を行う方式とする。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却
基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 売却対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ. およびロ. に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。) 金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)~~

~~(2) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)~~

~~(3) 証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)~~

~~(4) 短資業者(日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 売却対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(3) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、売却対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 8. (2) を横線のとおり改める。

(2) 時価売却価格比率

時価売却価格比率については、売却国債の種類および残存期間に
応じ、別表に定めるとおりと「国債の条件付売買基本要領」（平成14
年9月18日付政委第109号別紙1.）7. (2) の定めを準用す
る。

○ 10. を横線のとおり改める。

10. その他

~~-(1) 売却日等の決定~~

~~売却日、売却金額、売却先、売却銘柄その他売却を行うために必要
な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して売却のつど決
定する。~~

~~-(2) 売却国債の利子の取扱い~~

~~売却国債の利子支払期日が到来した場合には、売却先からその利子
相当額の支払いを受ける。~~

○ 附則および別表を削る。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」 中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 買入対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ、およびロ、に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。) 金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)~~

~~(2) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)~~

~~(3) 証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)~~

~~(4) 短資業者(日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)~~

イ、 本行の当座預金取引の相手方であること。

ロ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること。

(2) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」 中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 買入対象

国内の金融商品取引所（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ「金融商品取引所」という。）に上場されている指数連動型上場投資信託受益権等であって、次に掲げる要件をすべて満たすもののうち、買入対象とすることが適当でないと思えられる特段の事情がないものとする。

- (1) } 略（不変）
- (2) }

- 4. (2) を横線のとおり改める。

(2) (1) の受託者は、本行の当座預金取引の相手方であって、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められる先のうち、別に定めるところに従い本行が選定した先とする。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「設備投資および人材投資に積極的に取り組んでいる企業を支援するための
指数連動型上場投資信託受益権買入等に関する特則」 中一部改正

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 買入対象

国内の金融商品取引所（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）
第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ「金融商品
取引所」という。）に上場されている指数連動型上場投資信託受益権で
あって、次のいずれかに該当するもののうち、買入対象とすることが適
当でないと認められる特段の事情がないものとする。

- (1) }
 - (2) }
- 略（不変）

（附則）

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

○ 1. (1) を横線のとおり改める。

- (1) この基本要領は、最近における国際金融資本市場の状況と、これが円市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、米ドル資金供給オペレーション（適格担保を根担保として行う公開市場操作としての米ドル建て貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ. およびロ. に該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）金融機関等（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関等をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）~~

~~(2) 金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のう~~

~~ち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~

~~（3）証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）~~

~~（4）短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

（2）金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

~~（1）貸付利率~~

ニューヨーク連邦準備銀行が指定する利率とする。

~~（2）利息の徴収~~

~~（1）の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。~~

○ 8. を横線のとおり改める。

8. 担保

（1） 貸付対象先から、適格担保を根担保として差入れさせるものと

する。

(2) 略(不変)

(3) 担保の差入れに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額は、円・米ドルにかかる実勢為替相場に基づく円貨換算額に、貸付期間が1か月以下の場合は1.13、1か月超3か月以下の場合は1.25ごとに過去の実勢為替相場の変動状況に基づき算定する率を乗じた金額とする。

○ 9. を削る。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」 中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ. およびロ. に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。) 金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)~~

~~(2) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)~~

~~(3) 証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)~~

~~(4) 短資業者(日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

~~(1) 貸付利率~~

カナダ銀行が指定する利率とする。

~~(2) 利息の徴収~~

~~(1) の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。~~

○ 8. (3) を横線のとおり改める。

(3) 担保の差入れに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額は、円・カナダドルにかかる実勢為替相場に基づく円貨換算額に、貸付期間が1か月以下の場合には1.22、1か月超3か月以下の場合には1.27ごとに過去の実勢為替相場の変動状況に基づき算定する率を乗じた金額とする。

○ 9. を削る。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「英ポンド資金供給オペレーション基本要領」 中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ. およびロ. に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。) 金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)~~

~~(2) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)~~

~~(3) 証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)~~

~~(4) 短資業者(日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

~~(1) 貸付利率~~

イングランド銀行が指定する利率とする。

~~(2) 利息の徴収~~

~~(1) の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。~~

○ 8. (3) を横線のとおり改める。

(3) 担保の差入れに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額は、円・英ポンドにかかる実勢為替相場に基づく円貨換算額に、貸付期間が1か月以下の場合は1.16、1か月超3か月以下の場合は1.22ごとに過去の実勢為替相場の変動状況に基づき算定する率を乗じた金額とする。

○ 9. を削る。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「ユーロ資金供給オペレーション基本要領」 中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ. およびロ. に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。) 金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)~~

~~(2) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)~~

~~(3) 証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)~~

~~(4) 短資業者(日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

~~(1) 貸付利率~~

欧州中央銀行が指定する利率とする。

~~(2) 利息の徴収~~

~~(1) の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。~~

○ 8. (3) を横線のとおり改める。

(3) 担保の差入れに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額は、円・ユーロにかかる実勢為替相場に基づく円貨換算額に、貸付期間が1か月以下の場合には1.16、1か月超3か月以下の場合には1.26ごとに過去の実勢為替相場の変動状況に基づき算定する率を乗じた金額とする。

○ 9. を削る。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「スイスフラン資金供給オペレーション基本要領」 中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ. およびロ. に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。) 金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)~~

~~(2) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)~~

~~(3) 証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)~~

~~(4) 短資業者(日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および審査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

~~(1) 貸付利率~~

スイス国民銀行が指定する利率とする。

~~(2) 利息の徴収~~

~~(1) の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。~~

○ 8. (3) を横線のとおり改める。

(3) 担保の差入れに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額は、円・スイスフランにかかる実勢為替相場に基づく円貨換算額に、貸付期間が1か月以下の場合には1.16、1か月超3か月以下の場合には1.~~24~~ごとに過去の実勢為替相場の変動状況に基づき算定する率を乗じた金額とする。

○ 9. を削る。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション
基本要領」中一部改正

- 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、東日本大震災にかかる被災地（東日本大震災に関し災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けている地域（ただし、帰宅困難者対応により適用された地域を除く。）をいう。以下同じ。）の金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、~~整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。~~以下同じ。）を対象に、適切な金融調節の実施を通じて、今後予想される復旧・復興に向けた資金需要への初期対応を支援する観点から、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション（被災地の金融機関を対象として、適格担保を担保として、日本銀行が定める限度額の範囲内で、固定金利方式により行う、公開市場操作としての貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

（1） 次の（1）または（2）イ. からハ. までのすべてに該当する
先のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1)イ.~~ 次の(イ)または(ロ)に該当する先であること

(イ) 被災地に貸出業務を行う営業所等（本店、支店その他これらと同等の機能を有するものをいう。以下同じ。）を有する金融機関

~~(2)ロ)~~ 被災地に貸出業務を行う営業所等を有する金融機関を会員としている系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫を総称していう。以下同じ。）

ロ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ハ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

~~(1) 貸付利率は、年0.1%とする。~~

~~(2) 利息の徴収は、(1)に定める貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。~~

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための
資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、平成二十八年熊本地震にかかる被災地（平成二十八年熊本地震に関し災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けている地域をいう。以下同じ。）の金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、~~整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。~~以下同じ。）を対象に、適切な金融調節の実施を通じて、今後予想される復旧・復興に向けた資金需要への初期対応を支援する観点から、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション（被災地の金融機関を対象として、適格担保を担保として、日本銀行が定める限度額の範囲内で、固定金利方式により行う、公開市場操作としての貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

（1） 次の（1）または（2）イ. からハ. までのすべてに該当する
先のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1)イ.~~ 次の(イ)または(ロ)に該当する先であること

(イ) 被災地に貸出業務を行う営業所等（本店、支店その他これらと同等の機能を有するものをいう。以下同じ。）を有する金融機関

~~(2)ロ)~~ 被災地に貸出業務を行う営業所等を有する金融機関を会員としている系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫を総称していう。以下同じ。）

ロ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ハ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

~~(1) 貸付利率は、一年0%とする。~~

~~(2) 利息の徴収は、(1)に定める貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。~~

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「補完貸付制度基本要領」中一部改正

- 2. を次のとおり改める（全面改正）。

2. 貸付先

- (1) 次のイ、およびロ、に該当する金融機関等（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関等をいう。）のうち、別に定めるところにより承認した先とする。

イ、 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ、 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

- (2) 貸付先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

- 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付利率および利息の徴収

- (1) }
(2) } 略（不変）

~~(3) 利息の徴収は、(1)に定める貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。~~

○ 9. を横線のとおり改める。

9. 特例的取扱い

本行は、金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、貸付金額の制限、貸付けの実行の拒絶等、2.、3.、~~5. (3)~~、6. または8. に規定する取扱いと異なる取扱いをすることができる。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための
資金供給基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

(1) 次の(1)から(5)までのいずれかイ、およびロ、に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。) 金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。) および株式会社日本政策投資銀行のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)~~

~~(2) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)~~

~~(3) 証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)~~

~~(4) 短資業者(日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)~~

~~(5) 株式会社日本政策投資銀行~~

イ、 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ、 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 貸出支援基金の円滑な運営の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

~~(1) 貸付利率は、次のイ、(1) およびロ、(2) に定める利率とする。~~

~~イ、(1) 年0.1%とする。~~

~~ロ、(2) 7. (2) に定める借り換えにかかる貸付利率については、イ、(1) の規定にかかわらず、当初貸付けの実行日における貸付利率の定めによって決定される利率とする。ただし、当分の間は年0.1%とする。~~

~~(2) 利息の徴収は、(1) の定めにより決定された貸付利率によって、貸付期間中の別に定める期間の日数に応じて、当該期間毎に後取りの方法により行う。~~

○ 別紙1を横線のとおり改める。

(別紙1)

成長基盤強化に向けた取り組み方針の要件

1. 略(不変)

2. 融資先および当該投資資金を用いて事業を行う者が、国内居住者（政府および地方自治体ならびに本行の当座預金取引先および本行の当座預金取引先以外の金融機関等（~~日本銀行法第37条第1項に規定する金融機関等をいう。~~）を除く。）、または、外国法人のうち国内に事業所を有し、かつ、国内において上記に該当するなど成長基盤強化に資する事業を行う者であること。
3. 略（不変）

（附則）

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための
資金供給における米ドル資金供給に関する特則」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

貸付対象先は、基本要領 3. の規定に基づき選定した先で、かつ、本特則に基づく資金供給にかかる米ドル資金を本行との間での受渡しするために使用する口座としてニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する先（ニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する他の金融機関に受渡しを委託する先を含む。）に支障がない先とする。

- 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付利率

貸付利率は、基本要領 6. ~~-(1)-~~の規定にかかわらず、貸付実行後、当初 6 か月間は、貸付の通知日における米ドルの 6 か月物 LIBOR を適用し、それ以降返済期日までの間は、6 か月経過時における米ドルの 6 か月物 LIBOR を適用する。

- 11. を横線のとおり改める。

11. その他

~~-(1)-~~ 貸付先からの担保の差入れに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額は、円・米ドルにかかる実勢為替相場に基づく円貨換算額に、~~1.35~~過去の実勢為替相場の変動状況に基づき算定する率

を乗じた金額とする。

~~(2) 貸付先との間の米ドル資金の受渡しは、本行および貸付先が各々指定したニューヨーク連邦準備銀行における米ドル口座を用いて行う。~~

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための
資金供給基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

(1) 次のイ、およびロ、に該当する金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、~~整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。~~）および株式会社日本政策投資銀行のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

イ、 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ、 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 貸出支援基金の円滑な運営の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

- 7. を削り、8. を7. とする。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則について」
中一部改正

○ 本文を横線のとおり改める。

当分の間、下記 1. から 4. までの利率については、それぞれの規定にかかわらず、年 0% とする。

記

1. 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」（平成 18 年 4 月 1 日付政委第 31 号別紙 1.） 6. ~~-(1)-~~ ロ. (2) に定める固定金利方式における貸付利率
2. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成 23 年 4 月 28 日付政委第 36 号別紙 1.） 6. ~~-(1)-~~ に定める貸付利率
3. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成 22 年 6 月 15 日付政委第 51 号別紙 1.） 6. ~~-(1)-~~ に定める貸付利率
4. 略（不変）

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「補完当座預金制度の利息の計算方法の特則」 中一部改正

- 2. を横線のとおり改める。

2. 利息の計算方法

マネー・リザーブ・ファンドを受託している対象先（再信託等が行われている場合には再信託等の対象となっている先）については、次の（1）または（2）の、いずれか小さい方の金額を基本要領4.（3）の~~イ. およびロ. の~~に定める合計金額に加えるものとする。

- (1) }
(2) } 略（不変）

（附則）

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

- 3. を次のとおり改める（全面改正）。

3. 担保の種類および担保価格

(1) 担保の種類

適格担保の種類は、別表に定めるとおりとする。

(2) 担保価格

適格担保の担保価格は、残存期間ごとに、時価、元本額、残存元本額または手形金額に、次のイ、からハ、までに定めるところにより算定する掛目を乗じた値とする。

- イ、 時価を把握することができる種類の担保の掛目については、担保にかかる担保権その他の権利の行使に要する期間における過去の時価の変動状況に基づき算定する。
- ロ、 時価を把握することができない種類の担保の掛目については、担保にかかる担保権その他の権利の行使に要する期間における理論価格の変動状況に基づき算定する。
- ハ、 信用度および市場性を踏まえ掛目全体の整合性を確保するために必要な場合には、イ、およびロ、により算定した個々の掛目に必要な調整を行う。

(3) 検証頻度

(1) および(2)に定める担保の種類および担保価格については、原則として年1回の頻度で、金融市場の情勢等を踏まえた検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

○ 4. (2) を横線のとおり改める。

(2) 担保の種類ごとの適格基準

信用度および市場性に関する担保の種類ごとの適格基準は、別表2に定めるとおりとする。

○ 附則および別表1を削る。

○ 別表2を横線のとおり改める。

別表2

担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適格基準
国債（変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を含み、割引短期国債を除く）	略（不変）
）	
資産担保短期債券 資産担保コマーシャル・ペーパー	
不動産投資法人債	(1) および (2) を満たしていること。 (1) 投資法人（投資信託及び投資法人に関

	<p>する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）が発行するものであって、適格格付機関からAA格相当以上の格付を取得していること等、発行投資法人の信用力その他の事情（連帯保証をしている企業がある場合には、当該企業が適格格付機関からA格相当以上の格付を取得していること等、その信用力を含む。投資法人が債務者である債務の適格基準において以下同じ。）を勘案して、本行が適格と認める公募投資法人債であること。</p> <p>(2) 略（不変）</p>
<p>短期不動産投資法人債 不動産投資法人が振出す手形 不動産投資法人商業・ペーパー }</p> <p>地方公共団体に対する証書貸付債権</p>	<p>略（不変）</p>

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「適格外国債券担保取扱要領」中一部改正

- 3. を次のとおり改める（全面改正）。

3. 適格外国債券の適格基準および担保価格

- (1) 適格外国債券の適格基準は、別表に定めるとおりとする。
- (2) 適格外国債券の担保価格は、残存期間ごとに、円貨換算後の時価に「適格担保取扱基本要領」3. (2) および (3) の定めに基づいて算定した掛目を乗じた値とする。

- 4. を横線のとおり改める。

4. 関係規程の読み替え

この要領を適用する場合においては、~~関係規程について次の読み替えを行う。~~

~~(1)~~ 「適格担保取扱基本要領」4. (3) において、「国債（割引短期国債を除く。）、国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。）、政府保証付債券および公募地方債以外の担保」とあるのは「国債（割引短期国債を除く。）、国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。）、政府保証付債券、公募地方債および適格外国債券以外の担保」と読み替える。

~~(2)~~ 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」（平成18年4月11日付政委第31号別紙1.）8. (1) および「米ドル資金供給オペレーション基本要領」（平成22年5月10日付政委

~~第38号別紙1.) 8. (1)において、「根担保」とあるのは、
適格外国債券については、「担保」と読み替える。~~

○ 附則3. を削る。

○ 別表を横線のとおり改める。

別表

適格外国債券の適格基準および担保価格

~~1. 適格基準~~

~~(1) 1. および(2) 2. を満たしている公募債であること（発行国
が、本行が適当と認める格付機関の複数からAA格相当以上の格付を取得
している場合に限る。）。~~

~~(1) 1. 以下のいずれかに該当する債券であること。~~

~~イ、(1) アメリカ合衆国政府が発行する米ドル建債券のうち、
Treasury Bonds、Treasury Notes または Treasury Bills~~

~~ロ、(2) グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府が発
行する英ポンド建債券のうち、Conventional Gilts または
Treasury Bills~~

~~ハ、(3) ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券のうち、
Bunds (Bundesanleihen)、Bobl (Bundesobligationen)、Schätze
(Bundesschatzanweisungen) または Bubills (Unverzinsliche
Schatzanweisungen des Bundes)~~

~~ニ、~~ (4) フランス共和国政府の発行するユーロ建債券のうち、
OAT(Obligations Assimilables du Trésor)、BTAN(Bons du
Trésor à intérêts annuels)またはBTF(Bons du Trésor à taux
fixe et à intérêt précompté)

~~(2)~~ 2. 本行の業務運営の円滑性の確保その他の事情を勘案して、
本行が適格と認めるものであること。

~~2. 担保価格~~

残存期間1年以内のもの	時価(円貨換算後)の8.7%
残存期間1年超5年以内のもの	時価(円貨換算後)の8.7%
残存期間5年超10年以内のもの	時価(円貨換算後)の8.7%
残存期間10年超20年以内のもの	時価(円貨換算後)の8.7%
残存期間20年超30年以内のもの	時価(円貨換算後)の8.7%
残存期間30年超のもの	時価(円貨換算後)の8.7%

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」
中一部改正

- 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

東日本大震災の発生を踏まえ、今後の被災地（東日本大震災に関し災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けている地域（ただし、帰宅困難者対応により適用された地域を除く。）をいう。以下同じ。）の金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、~~整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第12-6条の3-4第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。~~以下同じ。）の資金調達余力を確保する観点から、被災地の金融機関が差入れる担保のうち、被災地に事業所等を有する企業等の債務にかかる担保の適格性判定等については、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）および「企業の信用判定基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙2.）によるほか、この特則に定めるとおりとする。

- 3. を横線のとおり改める。

3. 適格基準

2. （2）に掲げる担保の適格基準は、当該担保が「適格担保取扱基本要領」別表2に掲げる基準を満たす場合を除き、（1）から（3）ま

でに規定するとおりとする。ただし、適格とすることに特段の問題が認められる場合には、当該規定と異なる取扱いをすることができる。

(1) }
{ 略 (不変)
(3) }

○ 4. を次のとおり改める (全面改正)。

4. 担保価格

2. (2) に掲げる担保の担保価格については、当該担保が「適格担保取扱基本要領」別表に掲げる基準を満たす場合を除き、「適格担保取扱基本要領」3. (2) および (3) の定めを準用する。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する
担保の適格性判定等に関する特則」 中一部改正

- 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

平成二十八年熊本地震の発生を踏まえ、今後の被災地（平成二十八年熊本地震に関し災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けている地域をいう。以下同じ。）の金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、~~整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。~~以下同じ。）の資金調達余力を確保する観点から、被災地の金融機関が差入れる担保のうち、被災地に事業所等を有する企業等の債務にかかる担保の適格性判定等については、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）および「企業の信用判定基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙2.）によるほか、この特則に定めるとおりとする。

- 3. を横線のとおり改める。

3. 適格基準

2. （2）に掲げる担保の適格基準は、当該担保が「適格担保取扱基本要領」別表2に掲げる基準を満たす場合を除き、（1）から（3）までに規定するとおりとする。ただし、適格とすることに特段の問題が認められる場合には、当該規定と異なる取扱いをすることができる。

(1) }
{ 略 (不変)
(3) }

○ 4. を次のとおり改める (全面改正)。

4. 担保価格

2. (2) に掲げる担保の担保価格については、当該担保が「適格担保取扱基本要領」別表に掲げる基準を満たす場合を除き、「適格担保取扱基本要領」3. (2) および (3) の定めを準用する。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「米ドル建の企業に対する証書貸付債権にかかる担保の
適格性判定等に関する特則」 中一部改正

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 米ドル建の企業に対する証書貸付債権の担保価格は、~~「適格担保取
扱基本要領」別表1「担保の種類および担保価格」の定めにかかわら
ず、次のとおり~~残存期間ごとに、円貨換算後の残存元本額に「適格担
保取扱基本要領」3. (2) および (3) の定めに準じて算定した掛
目を乗じた値とする。

- | | |
|---------------------------------|-------------------------------|
| (1) 残存期間1年以内のもの | 残存元本額 (円貨換算後) の88% |
| (2) 残存期間1年超3年以内のもの | 残存元本額 (円貨換算後) の80% |
| (3) 残存期間3年超5年以内のもの | 残存元本額 (円貨換算後) の70% |
| (4) 残存期間5年超7年以内のもの | 残存元本額 (円貨換算後) の65% |
| (5) 残存期間7年超10年以内のもの | 残存元本額 (円貨換算後) の55% |
| (満期が応当月内に到来するものを含む。) | |

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「適格住宅ローン債権信託受益権担保取扱要領」 中一部改正

- 2. を横線のとおり改める。

2. 担保価格

~~「適格担保取扱基本要領」3. の規定にかかわらず、~~信託財産となっている住宅ローン債権の残存元本相当額およびその返済元本相当額の合計額の60%に「適格担保取扱基本要領」3. (2) および(3) の定めに準じて算定した掛目を乗じた値とする。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

適格担保の担保価格

本行が次の 1. から 5. までに掲げる政策委員会決定に基づき適格とする担保の担保価格は、以下のとおりとする。

1. 「適格担保取扱基本要領」(平成 12 年 10 月 13 日付政委第 138 号別紙 1.) に基づき適格とするもの

下表 (イ) 欄に掲げる担保の種類ごとの同表 (ロ) 欄に定める残存期間別の担保価格については、担保の種類ごとに同表 (ハ) 欄に定めた時価等に、残存期間に応じて同表 (ロ) 欄にそれぞれ定めた掛目を乗じた値とする^(注1)。

(イ)	(ロ)						(ハ)
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超 20 年以内	20 年超 30 年以内	30 年超	
国債 ^(注2) 、 国庫短期証券 ^(注3)	99%	99%	98%	97%	96%	94%	時価
変動利付国債	99%	99%	98%	97%	—	—	時価
分離元本振替国債、 分離利息振替国債	98%	98%	97%	96%	95%	92%	時価
物価連動国債	93%	93%	95%	94%	93%	91%	時価
政府保証付債券	98%	98%	97%	96%	95%	93%	時価
政府保証付短期債券	97%	—	—	—	—	—	元本額
地方債	98%	98%	97%	96%	95%	93%	時価

(イ)	(ロ)						(ハ)
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超	
財投機関等債券 (注4)	97%	97%	96%	95%	94%	92%	時価
貸付債権担保住宅 金融支援機構債券 (注5)	95%						時価
社債	97%	97%	96%	95%	94%	92%	時価
短期社債	96%	—	—	—	—	—	元本額
保証付短期外債	96%	—	—	—	—	—	元本額
資産担保債券	97%	97%	96%	95%	94%	92%	時価
資産担保短期債券	96%	—	—	—	—	—	元本額
不動産投資法人債	97%	97%	96%	95%	94%	92%	時価
短期不動産投資法人債	96%	—	—	—	—	—	元本額
外国政府債券	97%	97%	96%	95%	94%	92%	時価
国際金融機関債券	97%	97%	96%	95%	94%	92%	時価
企業が振出す手形	96%	—	—	—	—	—	手形金額
不動産投資法人が 振出す手形	96%	—	—	—	—	—	手形金額
コマーシャル・ペ ーパー	96%	—	—	—	—	—	手形金額

(イ)	(ロ)					(ハ)
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内 ^(注6)	
企業を債務者とする電子記録債権	96%	91%	85%	80%	70%	残存元本額
不動産投資法人を債務者とする電子記録債権	96%	91%	85%	80%	70%	残存元本額
政府 ^(注7) を債務者とする電子記録債権	97%	95%	90%	85%	80%	残存元本額
政府保証付電子記録債権	97%	95%	90%	85%	80%	残存元本額
地方公共団体を債務者とする電子記録債権	97%	95%	90%	85%	80%	残存元本額
企業に対する証書貸付債権	96%	91%	85%	80%	70%	残存元本額
不動産投資法人に対する証書貸付債権	96%	91%	85%	80%	70%	残存元本額
政府 ^(注7) に対する証書貸付債権	97%	95%	90%	85%	80%	残存元本額
政府保証付証書貸付債権	97%	95%	90%	85%	80%	残存元本額
地方公共団体に対する証書貸付債権	97%	95%	90%	85%	80%	残存元本額

(注1) 上表(イ)欄に掲げる担保の種類のうち、パス・スルー債等、元本の分割償還が行われることがある債券については、貸付債権担保住宅金融支援機構債券(貸付債権担保住宅金融公庫債券を含む。)を除いて、償還の最終期限として定められた期日に残存元本が一括償還されるものとみなす。

(注2) 変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債、物価連動国債ならびに割引短期国債を除く。

(注3) 割引短期国債および政府短期証券をいう。

(注4) 貸付債権担保住宅金融支援機構債券(貸付債権担保住宅金融公庫債券を含む。)を除く。

(注5) 貸付債権担保住宅金融公庫債券を含む。

(注6) 満期が応当月内に到来するものを含む。

(注7) 特別会計を含む。

2. 「適格外国債券担保取扱要領」(平成21年5月22日付政委第63号別紙1.)に基づき適格とするもの

下表に定める残存期間別の担保価格については、円貨換算後の時価に、残存期間に応じて同表にそれぞれ定めた掛目を乗じた値とする。

残存期間					
1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超
87%	87%	87%	87%	87%	87%

3. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」(平成23年4月28日付政委第36号別紙3.)および「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」(平成28年4月28日付政委第44号別紙3.)に基づき適格とするもの

(1) 被災地に事業所等を有する企業の債務

下表(イ)欄に掲げる担保の種類ごとの同表(ロ)欄に定める残存期間別の担保価格については、当該担保が「適格担保取扱基本要領」別表に掲げる基準を満たす場合を除き、担保の種類ごとに同表(ハ)欄に定めた時価等に、残存期間に応じて同表(ロ)欄にそれぞれ定めた掛目を乗じた値とする。

(イ)	(ロ)						(ハ)
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超	
社債	97%	97%	96%	95%	94%	92%	時価

(イ)	(ロ)					(ハ)
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内 ^(注)	
手形	81%	—	—	—	—	手形金額
正常先電子記録債権	81%	67%	55%	45%	30%	残存元本額
正常先電子記録債権以外の電子記録債権	94%	85%	75%	65%	55%	残存元本額
正常先証書貸付債権	81%	67%	55%	45%	30%	残存元本額
正常先証書貸付債権以外の証書貸付債権	94%	85%	75%	65%	55%	残存元本額

(注) 満期が応当月内に到来するものを含む。

(2) 被災地の地方公共団体の債務

下表(イ)欄に掲げる担保の種類ごとの同表(ロ)欄に定める残存期間別の担保価格については、当該担保が「適格担保取扱基本要領」別表に掲げる基準を満たす場合を除き、残存元本額に、残存期間に応じて同表(ロ)欄にそれぞれ定めた掛目を乗じた値とする。

(イ)	(ロ)				
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内 ^(注)
電子記録債権	87%	85%	80%	75%	70%
証書貸付債権	87%	85%	80%	75%	70%

(注) 満期が応当月内に到来するものを含む。

(3) 被災地地方公共団体出資法人の債務

下表(イ)欄に掲げる担保の種類ごとの同表(ロ)欄に定める残存期間別の担保価格については、当該担保が「適格担保取扱基本要領」別表に掲げる基準を満たす場合を除き、残存元本額に、残存期間に応じて同表(ロ)欄にそれぞれ定めた掛目を乗じた値とする。

(イ)	(ロ)				
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内 ^(注)
電子記録債権	81%	67%	55%	45%	30%
証書貸付債権	81%	67%	55%	45%	30%

(注) 満期が応当月内に到来するものを含む。

4. 「米ドル建の企業に対する証書貸付債権にかかる担保の適格性判定等に関する特則」(平成28年1月29日付政委第6号別紙.)に基づき適格とするもの

下表に定める残存期間別の担保価格については、円貨換算後の残存元本額に、残存期間に応じて同表にそれぞれ定めた掛目を乗じた値とする。

残存期間				
1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内 ^(注)
88%	80%	70%	65%	55%

(注) 満期が応当月内に到来するものを含む。

5. 「適格住宅ローン債権信託受益権担保取扱要領」(平成28年3月15日付政委第24号別紙1.)に基づき適格とするもの

担保価格については、信託財産となっている住宅ローン債権の残存元本相当額およびその返済元本相当額の合計額に60%を乗じた値とする。

(附則)

本規程は、「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件」(平成29年1月31日付政委第6号)記書き1.による「適格担保取扱基本要領」、「適格外国債券担保取扱要領」、「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」、「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」、「米ドル建の企業に対する証書貸付債権にかかる担保の適格性判定等に関する特則」および「適格住宅ローン債権信託受益権担保取扱要領」の一部改正の実施日から実施する。

国債の条件付売買にかかる時価売買価格比率

本行が次の 1. および 2. に掲げる政策委員会決定に基づき行う国債の条件付売買にかかる時価売買価格比率は、以下のとおりとする。

1. 「国債の条件付売買基本要領」（平成 14 年 9 月 18 日付政委第 109 号別紙 1.） 7.（2）に定める時価売買価格比率

（1）買入の場合

売買国債の種類	残存期間					
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超 20 年以内	20 年超 30 年以内	30 年超
利付国債 ^(注 1) 、 国庫短期証券 ^(注 2)	1.002	1.005	1.012	1.019	1.035	1.064
変動利付国債	1.002	1.003	1.009	1.013	—	—
物価連動国債	1.029	1.032	1.026	1.034	1.050	1.080

（注 1） 変動利付国債および物価連動国債を除く。以下同じ。

（注 2） 割引短期国債および政府短期証券をいう。以下同じ。

（2）売却の場合

売買国債の種類	残存期間					
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超 20 年以内	20 年超 30 年以内	30 年超
利付国債、 国庫短期証券	0.999	0.996	0.989	0.982	0.968	0.943
変動利付国債	0.999	0.998	0.992	0.988	—	—
物価連動国債	0.972	0.969	0.975	0.968	0.955	0.931

2. 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」（平成16年4月9日付政委第37号別紙1.）8.（2）に定める時価売却価格比率

売却国債の種類	残存期間					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超
利付国債、 国庫短期証券	0.999	0.996	0.989	0.982	0.968	0.943
変動利付国債	0.999	0.998	0.992	0.988	—	—
物価連動国債	0.972	0.969	0.975	0.968	0.955	0.931

（附則）

本規程は、「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件」（平成29年1月31日付政委第6号）記書き1.による「国債の条件付売買基本要領」および「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」の一部改正の実施日から実施する。

米ドル資金供給オペレーション等にかかる「担保の差入れに当たり
基準とする貸付金額の円貨換算額」を算定するための率

本行が次の 1. から 6. までに掲げる政策委員会決定に基づき行う米ドル資
金供給オペレーション等にかかる「担保の差入れに当たり基準とする貸付金額
の円貨換算額」を算定するための率は、以下のとおりとする。

1. 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」（平成 22 年 5 月 10 日付政委
第 38 号別紙 1.） 8.（3）に定める率

- | | |
|--------------------------|-------|
| （1）貸付期間が 1 か月以下の場合 | 1. 13 |
| （2）貸付期間が 1 か月超 3 か月以下の場合 | 1. 25 |

2. 「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」（平成 23 年 12 月 21 日
付政委第 104 号別紙 1.） 8.（3）に定める率

- | | |
|--------------------------|-------|
| （1）貸付期間が 1 か月以下の場合 | 1. 22 |
| （2）貸付期間が 1 か月超 3 か月以下の場合 | 1. 27 |

3. 「英ポンド資金供給オペレーション基本要領」（平成 23 年 12 月 21 日付
政委第 104 号別紙 5.） 8.（3）に定める率

- | | |
|--------------------------|-------|
| （1）貸付期間が 1 か月以下の場合 | 1. 16 |
| （2）貸付期間が 1 か月超 3 か月以下の場合 | 1. 22 |

4. 「ユーロ資金供給オペレーション基本要領」(平成23年12月21日付政
委第104号別紙9.) 8.(3)に定める率

(1) 貸付期間が1か月以下の場合 1. 16

(2) 貸付期間が1か月超3か月以下の場合 1. 26

5. 「スイスフラン資金供給オペレーション基本要領」(平成23年12月21
日付政委第104号別紙13.) 8.(3)に定める率

(1) 貸付期間が1か月以下の場合 1. 16

(2) 貸付期間が1か月超3か月以下の場合 1. 24

6. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給に
おける米ドル資金供給に関する特則」(平成24年4月10日付政委第30号
別紙1.) 11. に定める率

1. 35

(附則)

本規程は、「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件」(平成29年1月31日付政委第6号)記書き1.による「米ドル資金供給オペレーション基本要領」、「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」、「英ポンド資金供給オペレーション基本要領」、「ユーロ資金供給オペレーション基本要領」、「スイスフラン資金供給オペレーション基本要領」および「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」の一部改正の実施日から実施する。

共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の
選定に関する細目

1. 趣旨

この細目は、金融調節に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「共通担保資金供給オペレーション基本要領」（平成18年4月11日付政委第31号別紙1.）に規定する貸付対象先（以下「貸付対象先」という。）の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 貸付対象先の選定基準等

(1) 貸付対象先の選定に当っては、共通担保資金供給オペ（本店貸付）（本行本店のみを貸付店とする共通担保資金供給オペレーションをいう。以下同じ。）および共通担保資金供給オペ（全店貸付）（本行本支店を貸付店とする共通担保資金供給オペレーションをいう。以下同じ。）の別に、次のイ、からニ、までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）から、貸付対象先となることを希望する先を公募するものとする。

イ、金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）

ロ、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

ハ、証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）

ニ、短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をい

う。)

(2) 貸付対象先については、(1)の公募に応じた者(以下「応募先」という。)の中から、共通担保資金供給オペ(本店貸付)については(3)に掲げる要件を満たす先を、共通担保資金供給オペ(全店貸付)については(4)に掲げる要件を満たす先をそれぞれ選定する。

(3) 共通担保資金供給オペ(本店貸付)

イ、本行本店の当座預金取引先であること

ロ、本行本店との当座預金取引について日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること

ハ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

ニ、適格担保の差入実績が、共通担保資金供給オペ(本店貸付)への積極的な応札を確保するため本行が必要と認める金額以上であること

ホ、共通担保資金供給オペ(全店貸付)の貸付対象先であること

ヘ、イ、からホ、までに掲げる要件を満たした応募先の数が、本行が共通担保資金供給オペ(本店貸付)の円滑な実施のために適当と認める貸付対象先の数を上回る場合には、次に掲げる事項を勘案して貸付対象先を選定する。

(イ) 共通担保資金供給オペ(本店貸付)における落札実績

(ロ) 共通担保資金供給オペ(全店貸付)における落札実績

(ハ) 適格担保の差入実績

(4) 共通担保資金供給オペ(全店貸付)

イ、応募先が貸付けを受けることを希望する本行本支店(1か店のみとする。以下「貸付希望店」という。)の当座預金取引先であること

ロ、貸付希望店との当座預金取引について日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること

ハ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

ニ、新たに貸付対象先となることを希望する先については、適格担保の差入実績が、共通担保資金供給オペ(全店貸付)への積極的な応札を確保

するため本行が必要と認める金額以上であること

ホ、イ、からニ、までに掲げる要件を満たした応募先の数が、本行が共通担保資金供給オペ（全店貸付）の円滑な実施のために適当と認める本行本支店毎の貸付対象先の数を上回る場合には、次に掲げる事項を勘案して本行本支店毎に貸付対象先を選定する。

（イ）共通担保資金供給オペ（全店貸付）における落札実績

（ロ）適格担保の差入実績

3. 貸付対象先を選定頻度

（1）貸付対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

（2）共通担保資金供給オペ（全店貸付）については、（1）に加えて、貸付対象先を追加する選定を随時実施することができるものとする。

4. 貸付対象先の遵守事項等

（1）貸付対象先の公募に際しては、次に掲げる貸付対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、共通担保資金供給オペレーションに積極的に応札すること

ロ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ハ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

（2）貸付対象先が（1）に掲げる事項に著しく背馳した場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

（3）（2）に定める場合のほか、2. に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

（附則）

1. この細目は、「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件」（平成29年1月31日付政委第6号）記書き2. による「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成18年4月11日付政委第31号別紙2.）の廃止日から実施する。

2. 「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」に基づき、現に貸付対象先となっている先については、この細目に基づく貸付対象先として取扱う。

国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先の
選定に関する細目

1. 趣旨

この細目は、金融調節に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「国庫短期証券売買基本要領」（平成11年10月27日付政委第163号別紙1.）および「国債の条件付売買基本要領」（平成14年9月18日付政委第109号別紙1.）に規定する売買対象先（以下「売買対象先」という。）の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 売買対象先の選定基準等

(1) 売買対象先の選定に当っては、次のイ、からニ、までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）から、売買対象先となることを希望する先を公募するものとする。

イ、金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）

ロ、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

ハ、証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）

ニ、短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(2) 売買対象先については、(1)の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

- イ、本行本店の当座預金取引先であること
 - ロ、当座勘定取引について日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）を利用していること
 - ハ、国債振替決済制度の参加者（間接参加者を除く。）であること（ヘ、の場合を除く。）
 - ニ、国債資金同時受渡関係事務について日銀ネットを利用していること（ヘ、の場合を除く。）
 - ホ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること
 - ヘ、売買に係る決済を委託する場合には、その売買に係る決済を、銀行法その他の法律により業務として為替取引を行うことが認められた国債振替決済制度の参加者（間接参加者を除く。）であつて、国債資金同時受渡関係事務について日銀ネットを利用している者であり、かつ、イ、ロ、およびホ、の要件を満たすものに委託すること
- (3) (2) に掲げる要件を満たした先の数が、本行が国庫短期証券売買および国債の条件付売買の円滑な実施のために適当と認める売買対象先の数を上回る場合には、次に掲げる事項を勘案して売買対象先を選定する。
- イ、利付国債および国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。以下、利付国債とあわせ「売買対象国債」という。）の流通市場における取引高
 - ロ、売買対象国債の流通市場における取引平均残高
 - ハ、売買対象国債の流通市場における取引先数
 - ニ、売買対象国債の流通市場における金利情報の市場参加者への提供状況
 - ホ、既存の売買対象先については、本行の国庫短期証券売買および国債の条件付売買における落札実績

3. 売買対象先の選定頻度

- (1) 売買対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。
- (2) (1) に加えて、売買対象先を追加する選定を随時実施することができるものとする。

4. 売買対象先の遵守事項等

(1) 売買対象先の公募に際しては、次に掲げる売買対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、本行の国庫短期証券売買および国債の条件付売買に積極的に応札すること

ロ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ハ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 売買対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、売買対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、売買対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

1. この細目は、「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件」(平成29年1月31日付政委第6号)記書き2.による「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」(平成14年9月18日付政委第109号別紙2.)の廃止日から実施する。

2. 「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」に基づき、現に売買対象先となっている先については、この細目に基づく売買対象先として取扱う。

コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入における買入対象先の
選定に関する細目

1. 趣旨

この細目は、金融調節に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」（平成10年12月15日付政第253号別紙1.）に規定する買入対象先（以下「買入対象先」という。）の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 買入対象先の選定基準等

(1) 買入対象先の選定に当っては、次のイ、からニ、までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）から、買入対象先となることを希望する先を公募するものとする。

イ、金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）

ロ、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

ハ、証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）

ニ、短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(2) 買入対象先については、(1)の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

イ、本行本店の当座預金取引先であること

ロ、日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること

ハ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(3) (2) に掲げる要件を満たした先の数が、本行がコマーシャル・ペーパー等（「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」に規定するコマーシャル・ペーパー等をいう。以下同じ。）の売戻条件付買入（以下「C P等買入」という。）の円滑な実施のために適当と認める買入対象先の数を上回る場合には、次に掲げる事項を勘案して買入対象先を選定する。

イ、コマーシャル・ペーパー等の流通市場（以下「C P等流通市場」という。）における取引高

ロ、C P等流通市場における取引平均残高

ハ、C P等流通市場における取引先数

ニ、C P等流通市場における金利情報の市場参加者への提供状況

ホ、既存の買入対象先については、本行のC P等買入における落札実績

3. 買入対象先の選定頻度

買入対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

4. 買入対象先の遵守事項等

(1) 買入対象先の公募に際しては、次に掲げる買入対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、C P等買入に積極的に応札すること

ロ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ハ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 買入対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2) に定める場合のほか、2. に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

1. この細目は、「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件」(平成29年1月31日付政委第6号)記書き2.による「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入における買入対象先選定基本要領」(平成10年12月15日付政第253号別紙2.)の廃止日から実施する。
2. 「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入における買入対象先選定基本要領」に基づき、現に買入対象先となっている先については、この細目に基づく買入対象先として取扱う。

国債売買における売買対象先の選定に関する細目

1. 趣旨

この細目は、金融調節に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「国債売買基本要領」（平成 11 年 3 月 25 日付政委第 43 号別紙 1.）に規定する売買対象先（以下「売買対象先」という。）の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 売買対象先の選定基準等

(1) 売買対象先の選定に当っては、次のイ、からニ、までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。）から、売買対象先となることを希望する先を公募するものとする。

イ、金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。）

ロ、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

ハ、証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）

ニ、短資業者（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 4 号に規定する者をいう。）

(2) 売買対象先については、(1) の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

イ、本行本店の当座預金取引先であること

ロ、当座勘定取引について日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日

銀ネット」 という。) を利用していること

ハ、 国債振替決済制度の参加者(間接参加者を除く。) であること (ヘ、 の場合を除く。)

ニ、 国債資金同時受渡関係事務について日銀ネットを利用していること (ヘ、 の場合を除く。)

ホ、 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、 信用力が十分であると認められること

ヘ、 売買に係る決済を委託する場合には、 その売買に係る決済を、 銀行法その他の法律により業務として為替取引を行うことが認められた国債振替決済制度の参加者(間接参加者を除く。) であって、 国債資金同時受渡関係事務について日銀ネットを利用している者であり、 かつ、 イ、 、 ロ、 およびホ、 の要件を満たすものに委託すること

(3) (2) に掲げる要件を満たした先の数が、 本行が国債売買の円滑な実施のために適当と認める売買対象先の数を上回る場合には、 次に掲げる事項を勘案して売買対象先を選定する。

イ、 利付国債の流通市場における取引高

ロ、 利付国債の流通市場における取引先数

ハ、 利付国債の流通市場における金利情報の市場参加者への提供状況

ニ、 既存の売買対象先については、 本行の国債売買における落札実績

3. 売買対象先の選定頻度

(1) 売買対象先は、 原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(2) (1) に加えて、 売買対象先を追加する選定を随時実施することができるものとする。

4. 売買対象先の遵守事項等

(1) 売買対象先の公募に際しては、 次に掲げる売買対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、 本行の国債売買に積極的に応札すること

ロ、 正確かつ迅速に事務を処理すること

ハ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

- (2) 売買対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、売買対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。
- (3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、売買対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

- 1. この細目は、「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件」(平成29年1月31日付政委第6号)記書き2.による「国債売買における売買対象先選定基本要領」(平成11年3月25日付政委第43号別紙2.)の廃止日から実施する。
- 2. 「国債売買における売買対象先選定基本要領」に基づき、現に売買対象先となっている先については、この細目に基づく売買対象先として取扱う。

手形売出における売出対象先の選定に関する細目

1. 趣旨

この細目は、金融調節に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「手形売出基本要領」（平成12年4月27日付政委第62号別紙3.。以下「売出基本要領」という。）に規定する売出対象先（以下「売出対象先」という。）の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 売出対象先の選定基準等

(1) 売出対象先の選定に当っては、次のイ、からニ、までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）から、売出対象先となることを希望する先を公募するものとする。

イ、金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）

ロ、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

ハ、証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）

ニ、短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(2) 売出対象先については、(1)の公募に応じた者（以下「応募先」という。）の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

イ、本行本店の当座預金取引先であること

ロ、日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること

ハ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(3) (2) に掲げる要件を満たした応募先の数が、本行が手形売出（売出基本要領に基づく手形の売出をいう。以下同じ。）の円滑な実施のために適当と認める売出対象先の数を上回る場合には、次に掲げる事項を勘案して売出対象先を選定する。

イ、手形売出における落札実績

ロ、手形売出により本行が売出した手形および国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。）の保有平均残高の合計

3. 売出対象先を選定頻度

売出対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

4. 売出対象先の遵守事項等

(1) 売出対象先の公募に際しては、次に掲げる売出対象先としての遵守事項を明示する。

イ、手形売出に積極的に応札すること

ロ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ハ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 売出対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、売出対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2) に定める場合のほか、2. に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、売出対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

1. この細目は、「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件」（平成29年1月31日付政委第6号）記書き2. による「手形売出における売出対象先選定基本要領」（平成12年4月27日付政委第62号別紙5.）の廃止日から実施する。

2. 「手形売出における売出対象先選定基本要領」に基づき、現に売出対象先となっている先については、この細目に基づく売出対象先として取扱う。

補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却における売却対象先の選定に関する細目

1. 趣旨

この細目は、補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」（平成16年4月9日付政委第37号別紙1.）に規定する売却対象先（以下「売却対象先」という。）の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 売却対象先の選定基準等

売却対象先の選定に当たっては、次の（1）または（2）に該当する先から、売却対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

- （1）「国債売買における売買対象先の選定に関する細目」（平成29年1月31日付市第6号別紙7）に基づいて選定された売買対象先
- （2）「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先の選定に関する細目」（平成29年1月31日付市第6号別紙5）に基づいて選定された売買対象先

3. 売却対象先の選定頻度

- （1）売却対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。
- （2）（1）に加えて、売却対象先を追加する選定を随時実施することができるものとする。

4. 売却対象先の遵守事項等

- （1）売却対象先の公募に際しては、次に掲げる売却対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ロ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 売却対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、売却対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、「国債売買における売買対象先の選定に関する細目」2. または「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先の選定に関する細目」2. に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、売却対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

1. この細目は、「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件」(平成29年1月31日付政委第6号)記書き2. による「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却における売却対象先選定基本要領」(平成16年4月9日付政委第37号別紙2.)の廃止日から実施する。

2. 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却における売却対象先選定基本要領」に基づき、現に売却対象先となっている先については、この細目に基づく売却対象先として取扱う。

コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入における買入対象先の
選定に関する細目

1. 趣旨

この細目は、金融調節に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」（平成25年4月4日付政委第47号別紙1.）に規定する買入対象先（以下「買入対象先」という。）の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 買入対象先の選定基準等

(1) 買入対象先の選定に当っては、次のイ、からニ、までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）から、買入対象先となることを希望する先を公募するものとする。

イ、金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）

ロ、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

ハ、証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）

ニ、短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(2) 買入対象先については、(1)の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

イ、本行本店の当座預金取引先であること

- ロ、日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること
- ハ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

3. 買入対象先の遵守事項等

(1) 買入対象先の公募に際しては、次に掲げる買入対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、本行の商業・ペーパーおよび社債等買入に積極的に応札すること

ロ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ハ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 買入対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

1. この細目は、「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件」(平成29年1月31日付政委第6号)記書き2.による「商業・ペーパーおよび社債等買入における買入対象先選定基本要領」(平成25年4月4日付政委第47号別紙2.)の廃止日から実施する。

2. 「商業・ペーパーおよび社債等買入における買入対象先選定基本要領」に基づき、現に買入対象先となっている先については、この細目に基づく買入対象先として取扱う。

指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の
受託者の選定に関する細目

1. 趣旨

この細目は、金融調節に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」（平成25年4月4日付政委第47号別紙3.）に定める信託の受託者（以下「受託者」という。）の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 受託者の選定方法

- (1) 受託者の選定にあたっては、受託者となることを希望する者を公募する。
- (2) 受託者は、一般競争入札方式により選定する。

3. 受託者の選定基準

- (1) 受託者は、2. (1) の公募に応じた者であって、次に掲げる要件を満たす者に限る。

イ、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）

第1条第1項の認可を受けて信託業務を営む銀行であること

ロ、本行本店の当座預金取引先であること

ハ、銀行法（昭和56年法律第59号）第14条の2に掲げる基準に基づいて算出された連結および単体自己資本比率が、基準時点（受託者の選定を行う日（以下「選定日」という。）の直近の決算期末（中間期末を含む。以下同じ。）をいう。ただし、受託者の選定の応募締切日において直近の決算期末の当該計数が判明していない場合には、当該計数が判明している直近の決算期末とする。以下同じ。）において、国際統一基準が適用される先については普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上、国内基準が適用される先については4%以上であること。ただし、考査等から得られた情報に

照らし、同水準が一時的なものと認められるとき、当該基準時点以降の状況変化により信用力に問題が生じているときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときはこの限りでない。

ニ、基準時点において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として所有する株式（他の法人に対する再信託または他の法人との共同での受託により当該他の法人に資産管理が委託されている株式を含む。）の貸借対照表価額の合計額が、5,000億円以上であること

ホ、選定日を含む年度の前年度の4月1日以降、監督官庁による行政処分を受けていないこと（行政処分の内容および処分の対象となった法令違反行為の内容等に照らし、本行が、審査の結果、受託者とするのが不適当でないことを認めた場合を除く。）

へ、本件の受託業務を円滑かつ適正に遂行できる体制が整っていると認められること

- (2) 二者が共同して本件の受託業務を受託する場合には、いずれの共同受託者においても(1)に掲げる要件を満たさなければならない。
- (3) 受託者が本件の受託業務の一部を再信託する場合には、再信託の受託者においても(1)に掲げる要件を満たさなければならない。

4. 信託契約

- (1) 受託者との間で、本行を委託者兼受益者とする信託契約を締結する。
- (2) (1)に定める信託契約の契約期間（契約期間を延長するときは、延長後の通算の契約期間をいう。以下同じ。）は、3年を超えないものとする。
- (3) (1)に定める信託契約の契約期間の満了時において、指数連動型上場投資信託受益権または不動産投資法人投資口を保有すると見込まれる場合には、あらためて受託者を選定する。

5. 信託の終了

次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、本行は信託を終了し、速やかに新たな受託者を選定することができる。

- (1) 受託者または再信託の受託者が3. に定める要件を満たさなくなったとき
- (2) 受託者が本行との契約に違反したとき
- (3) 受託者が本件の受託業務を正確かつ迅速に履行していないと本行が認めたとき
- (4) その他契約を継続し難い事由があると本行が認めたとき

(附則)

1. この細目は、「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件」(平成29年1月31日付政委第6号)記書き2.による「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」(平成25年4月4日付政委第47号別紙4.)の廃止日から実施する。
2. 「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」に基づき、現に受託者となっている先については、この細目に基づく受託者として取扱う。

米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先の
選定に関する細目

1. 趣旨

この細目は、米ドル資金供給オペレーションに関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「米ドル資金供給オペレーション基本要領」（平成22年5月10日付政委第38号別紙1.）に規定する貸付対象先（以下「対象先」という。）の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当っては、次の（1）および（2）に該当する先から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

（1）次のイ、からハ、までのいずれかに該当する先

- イ、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」（平成29年1月31日付市第6号別紙4）に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（本店貸付）の貸付対象先
- ロ、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）の貸付対象先のうち本行本店を貸付店とする先
- ハ、「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先の選定に関する細目」（平成29年1月31日付市第6号別紙5）に基づいて選定された売買対象先

（2）米ドル資金供給オペレーションにかかる米ドルを本行との間で受渡しするため使用する口座としてニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する先（ニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する他の金融機関に受渡しを委託する先を含む。）

3. 対象先の遵守事項等

- (1) 対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。
 - イ、正確かつ迅速に事務を処理すること
 - ロ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること
- (2) 対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。
- (3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」2.に定める基準または「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先の選定に関する細目」2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

1. この細目は、「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件」(平成29年1月31日付政委第6号)記書き2.による「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成22年5月10日付政委第38号別紙2.)の廃止日から実施する。
2. 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」に基づき、現に対象先となっている先については、この細目に基づく対象先として取扱う。

カナダドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先の
選定に関する細目

1. 趣旨

この細目は、カナダドル資金供給オペレーションに関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」（平成23年12月21日付政委第104号別紙1.）に規定する貸付対象先（以下「対象先」という。）の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当っては、次の（1）および（2）に該当する先から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

（1）次のイ、からハ、までのいずれかに該当する先

イ、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」（平成29年1月31日付市第6号別紙4）に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（本店貸付）の貸付対象先

ロ、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）の貸付対象先のうち本行本店を貸付店とする先

ハ、「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先の選定に関する細目」（平成29年1月31日付市第6号別紙5）に基づいて選定された売買対象先

（2）カナダドル資金供給オペレーションにかかるカナダドルを本行との間で受渡しするために使用する口座としてカナダ銀行にカナダドル口座を保有する先（カナダ銀行にカナダドル口座を保有する他の金融機関に受渡しを委託する先を含む。）

3. 対象先の遵守事項等

(1) 対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ロ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」2.に定める基準または「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先の選定に関する細目」2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

この細目は、「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件(平成29年1月31日付政委第6号)記書き2.による「カナダドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成23年12月21日付政委第104号別紙2.)の廃止日から実施する。

英ポンド資金供給オペレーションにおける貸付対象先の
選定に関する細目

1. 趣旨

この細目は、英ポンド資金供給オペレーションに関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「英ポンド資金供給オペレーション基本要領」（平成23年12月21日付政委第104号別紙5.）に規定する貸付対象先（以下「対象先」という。）の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当っては、次の（1）および（2）に該当する先から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

（1）次のイ、からハ、までのいずれかに該当する先

イ、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」（平成29年1月31日付市第6号別紙4）に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（本店貸付）の貸付対象先

ロ、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）の貸付対象先のうち本行本店を貸付店とする先

ハ、「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先の選定に関する細目」（平成29年1月31日付市第6号別紙5）に基づいて選定された売買対象先

（2）英ポンド資金供給オペレーションにかかる英ポンドを本行との間で受渡しするため使用する口座としてイングランド銀行に英ポンド口座を保有する先（イングランド銀行に英ポンド口座を保有する他の金融機関に受渡しを委託する先を含む。）

3. 対象先の遵守事項等

(1) 対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ロ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」2.に定める基準または「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先の選定に関する細目」2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

この細目は、「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件」(平成29年1月31日付政委第6号)記書き2.による「英ポンド資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成23年12月21日付政委第104号別紙6.)の廃止日から実施する。

ユーロ資金供給オペレーションにおける貸付対象先の
選定に関する細目

1. 趣旨

この細目は、ユーロ資金供給オペレーションに関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「ユーロ資金供給オペレーション基本要領」（平成23年12月21日付政委第104号別紙9.）に規定する貸付対象先（以下「対象先」という。）の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当っては、次の（1）および（2）に該当する先から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

（1）次のイ、からハ、までのいずれかに該当する先

- イ、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」（平成29年1月31日付市第6号別紙4）に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（本店貸付）の貸付対象先
- ロ、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）の貸付対象先のうち本行本店を貸付店とする先
- ハ、「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先の選定に関する細目」（平成29年1月31日付市第6号別紙5）に基づいて選定された売買対象先

（2）ユーロ資金供給オペレーションにかかるユーロを本行との間で受渡しするため使用する口座としてユーロシステム構成中央銀行（ユーロシステムを構成する欧州中央銀行および各国中央銀行をいう。以下同じ。）にユーロ口座を保有する先（ユーロシステム構成中央銀行にユーロ口座を保有する他の金融機関に受渡しを委託する先を含む。）

3. 対象先の遵守事項等

(1) 対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ロ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」2.に定める基準または「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先の選定に関する細目」2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

この細目は、「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件」(平成29年1月31日付政委第6号)記書き2.による「ユーロ資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成23年12月21日付政委第104号別紙10.)の廃止日から実施する。

スイスフラン資金供給オペレーションにおける貸付対象先の
選定に関する細目

1. 趣旨

この細目は、スイスフラン資金供給オペレーションに関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「スイスフラン資金供給オペレーション基本要領」（平成23年12月21日付政委第104号別紙13.）に規定する貸付対象先（以下「対象先」という。）の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当たっては、次の（1）および（2）に該当する先から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

（1）次のイ、からハ、までのいずれかに該当する先

- イ、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」（平成29年1月31日付市第6号別紙4）に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（本店貸付）の貸付対象先
- ロ、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）の貸付対象先のうち本行本店を貸付店とする先
- ハ、「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先の選定に関する細目」（平成29年1月31日付市第6号別紙5）に基づいて選定された売買対象先

（2）スイスフラン資金供給オペレーションにかかるスイスフランを本行との間で受渡しするために使用する口座としてスイス国民銀行にスイスフラン口座を保有する先（スイス国民銀行にスイスフラン口座を保有する他の金融機関に受渡しを委託する先を含む。）

3. 対象先の遵守事項等

(1) 対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ロ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」2.に定める基準または「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先の選定に関する細目」2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

この細目は、「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件(平成29年1月31日付政委第6号)記書き2.による「スイスフラン資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成23年12月21日付政委第104号別紙14.)の廃止日から実施する。

被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける
貸付対象先の選定に関する細目

1. 趣旨

この細目は、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成23年4月28日付政委第36号別紙1.）に規定する貸付対象先（以下「対象先」という。）の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当たっては、次の（1）および（2）に該当する先から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

- （1）「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」（平成29年1月31日付市第6号別紙4）に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）の貸付対象先
- （2）「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」3.
（1）イ. に該当する先

3. 対象先の遵守事項等

- （1）対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。
 - イ、正確かつ迅速に事務を処理すること
 - ロ、このオペレーションの適切な遂行に資する情報を提供すること
- （2）対象先が（1）に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。
- （3）（2）に定める場合のほか、2. に定める基準または「共通担保資金供

給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」2. に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

1. この細目は、「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件」(平成29年1月31日付政委第6号)記書き2. による「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成23年4月28日付政委第36号別紙2.)の廃止日から実施する。
2. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」に基づき、現に対象先となっている先については、この細目に基づく対象先として取扱う。

平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための
資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目

1. 趣旨

この細目は、平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成28年4月28日付政委第44号別紙1.）に規定する貸付対象先（以下「対象先」という。）の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当っては、次の（1）および（2）に該当する先から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

- （1）「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」（平成29年1月31日付市第6号別紙4）に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）の貸付対象先
- （2）「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」3.（1）イ. に該当する先

3. 対象先の遵守事項等

- （1）対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。
 - イ、正確かつ迅速に事務を処理すること
 - ロ、このオペレーションの適切な遂行に資する情報を提供すること
- （2）対象先が（1）に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの

除外等の措置を講ずることができるものとする。

- (3) (2) に定める場合のほか、2. に定める基準または「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」2. に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

1. この細目は、「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件」（平成29年1月31日付政委第6号）記書き2. による「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成28年4月28日付政委第44号別紙2.）の廃止日から実施する。
2. 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」に基づき、現に対象先となっている先については、この細目に基づく対象先として取扱う。

貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための
資金供給における貸付対象先の選定に関する細目

1. 趣旨

この細目は、貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1.）に規定する貸付対象先（以下「対象先」という。）の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当っては、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」（平成29年1月31日付市第6号別紙4）に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）の貸付対象先および株式会社日本政策投資銀行から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

3. 対象先の遵守事項等

(1) 対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ロ、本資金供給の実施に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

1. この細目は、「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件」（平成29年1月31日付政委第6号）記書き2.による「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙2.）の廃止日から実施する。
2. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」に基づき、現に対象先となっている先については、この細目に基づく対象先として取扱う。

貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための
資金供給における貸付対象先の選定に関する細目

1. 趣旨

この細目は、貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙2.）に規定する貸付対象先（以下「対象先」という。）の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当っては、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」（平成29年1月31日付市第6号別紙4）に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）の貸付対象先である金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）および株式会社日本政策投資銀行から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

3. 対象先の遵守事項等

- (1) 対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。
 - イ、正確かつ迅速に事務を処理すること
 - ロ、本資金供給の実施に有益な市場情報または分析を提供すること
- (2) 対象先が（1）に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。
- (3) （2）に定める場合のほか、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」2. に定める基準に鑑み必要と認めら

れる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

1. この細目は、「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件」（平成29年1月31日付政委第6号）記書き2.による「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙3.）の廃止日から実施する。
2. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」に基づき、現に対象先となっている先については、この細目に基づく対象先として取扱う。

補完貸付制度基本要領に基づく相対型電子貸付における
貸付先の承認に関する細目

1. 趣旨

この細目は、補完貸付制度に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「補完貸付制度基本要領」（平成13年2月28日付政委第22号別紙1.）に規定する貸付先（以下「貸付先」という。）の承認を行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 貸付先の承認要件等

(1) 貸付先については、次に掲げる要件を満たす先を承認する。

イ、次の（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）であること

（イ）金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）

（ロ）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

（ハ）証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）

（ニ）短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

ロ、貸付けを受けることを希望する本行本支店（1か店のみとする。以下「貸付希望店」という。）の当座預金取引先であること

ハ、貸付希望店の相対型電子貸付取引先であること

ニ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) (1) の貸付先の承認にあたっては、貸付先となることを希望する先を公募するものとする。

3. 貸付先の承認頻度

(1) 貸付先の承認は、原則として年1回の頻度で更新することとする。

(2) (1) に加えて、貸付先を追加する承認を随時実施することができるものとする。

(附則)

この細目は、「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件」(平成29年1月31日付政委第6号)記書き1.による「補完貸付制度基本要領」の一部改正の実施日から実施する。